

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

器具・容器包装部会

日時 令和元年7月8日（月）
10時00分～12時00分
場所 AP 虎ノ門 A 会議室

議事次第

1 開会

2 議題

(1) 改正食品衛生法に基づき定める「人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量」の設定について

(2) ポジティブリスト制度における規格基準の設定について

(3) その他

3 閉会

資料一覧

(配付資料)

- 資料 1 改正食品衛生法に基づき定める「人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量」の設定に関する薬事・食品衛生審議会への諮問について
- 資料 2 改正食品衛生法第 18 条第 3 項ただし書に規定する人の健康を損なうおそれのない量を定めることについて (案)
- 資料 3 - 1 乳及び乳製品に使用される器具・容器包装等の規格基準について①
(ポジティブリストにおける食品区分)
- 資料 3 - 2 乳及び乳製品に使用される器具・容器包装等の規格基準について②
(乳等の容器包装等に関する規格基準の統合)
- 参考資料 1 食品健康影響評価の結果の通知について
- 参考資料 2 食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針
- 参考資料 3 平成 30 年 12 月 20 日器具・容器包装部会 資料 2-3